

べき語であるが、然も實際驛站の兀刺赤の従事した職務を見ると、これは驛馬に乗る使臣の引送に従事するのが主要の役目であつたやうである。その證は經世大典站赤一に、至元二年閏五月六日中書省が各處の站官に降した劄符を記して、

令_下兀刺赤等。今後引_レ送往來使臣_一。止由_レ正站_一走遞_上。毋_レ得_レ西_レ經_下行不_レ立_レ站驛_一之處_上。倒_レ換鋪馬_甲。

と見え、同站赤二、至元十年九月中書兵部が立てた程法を記した中には

一。依_レ驗_レ劄符_一應_レ付正馬_一外。其元來兀刺赤。已給_レ馬者聽。無_レ馬者徒步引送。許_下乘_レ正馬_一以回_上。仍關_レ前

路_一照會。

と見え、各驛で使臣に正馬を給するのは勿論であるが、使臣と共に來れる兀刺赤には、初めから馬を給せられて居るものには各驛でもまたこれを給することを聽すが、然らざる場合には、兀刺赤は徒歩で使臣を引送し、その歸路には用を濟ませた正馬に乗つて歸ることを許すと定めてあり、また同十二年十一月二日の條にも

省部議下_レ合屬_一。今後無_レ令_下兀刺赤人等。引_レ送使臣人員_一。無_レ站去處經行_上

というて、兀刺赤が使臣の經過する場合に、その引送に従事したものであることを示してゐる。なほ同書站赤四に至元三十年四月に監察御史が驛馬の濫用を禁止すべきことを述べた言を載せて、

河南府湖城站駄_一運葡萄酒_一。實爲_レ正馬六十二疋_一。押運官及行李兀刺赤等復乘馬四十九疋。通計一百一十疋。：

…今後…兀刺赤徒步以從。云々

というてゐる。以上挙げた例だけに依つても、兀刺赤は驛に在つて車馬を典り、驛馬を掌る如き役人ではなく、使